

幹旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決ニタルニ就テハ茲ニ實書三  
冊ヲ作成シ當事者双方及調停者各一通之ヲ保存スルモノトス

常備時間ヲ六時間以上トシ常備額ヲ低下セシメサルコトヲ努  
カスルコト

一 退職手当解雇手当ノ制定ハ爭議解決就業後速ニ制定スルコト

二 三名ノ解雇ヲ取消シ退職者トスルコト

三 退職者三名ニ對シ各日給六十日分ヲ支給スルコト

四 争議團ニ對シ金一封トシテ金五百五十圓也ヲ支給スルコト

五 争議團ハ來ル十月八日ヨリ就業スルコト

六 争議團就業ノ十月八日之ヲ解團スルコト

七 會社側ニテ告訴ニタルモノハ爭議解決ト同時ニ告訴ヲ取下ケ  
ルコト

九 退職者三名ニ支給スル各日給六十日分ハ就業員就業ト同時ニ

交渉ノコト

一、争議團ニ支給サル、金五百五十圓也ハ従業員就業ト同時ニ支

拂フコト

昭和五年十月六日

工場 主 田島五郎

従業員代表 松波 酉藏

関東全房産業者労働組合

北都支部代表 斎藤 忠利

調停官 杉本 清作

白魯里参事署長

右及申(道)報候也